

入札・契約制度の見直しについて

令和 2 年 1 0 月

燕市総務部用地管財課

公契約関係競売入札妨害事件の再発防止を目的に、下記のとおり入札・契約制度の見直しを行いました。なお、現行制度に追加するものであり、下記対象工事以外の建設工事については、最低制限価格の算出方法及び設定範囲に変更はありません。

1. 変動型最低制限価格の導入

(1) 対象工事 予定価格が 500 万円以上の建築一式工事及び管工事（機械設備を除く）

(2) 算出方法

$$\text{最低制限価格(税抜き)} = (\text{※1 下限価格} + \text{※2 平均入札価格}) \div 2$$

(1 円未満の端数は切り上げ)

※1 ・建築一式工事の場合

$$\text{下限価格} = \text{予定価格(税抜き)} \times 80\%$$

・管工事（機械設備を除く）の場合

$$\text{下限価格} = \text{予定価格(税抜き)} \times 85\%$$

※2 平均入札価格 = $A \div B$ (1 円未満の端数は切り上げ)

A：下限価格以上で予定価格以下の有効入札から最高入札金額の札を除いた合計額

B：合計額の対象となった入札数

※有効な入札が最高入札金額のみの場合は、その額を平均入札価格とする。

2. 最低制限価格の設定に中央公契連モデルを導入

(1) 対象工事 予定価格が 3,000 万円以上の土木一式工事

(2) 算出方法

$$\text{最低制限価格(税抜き)} = (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90)$$

$$+ (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.55) \quad (1 \text{ 万円未満切り捨て})$$

3. 適用開始

令和 2 年 1 0 月 1 日以降に公告を行う入札から適用します。